

令和7年6月9日

街路樹診断協会 会員各位

一般社団法人街路樹診断協会 事務局
〒108-0074 東京都港区高輪3-4-1
TEL 03-6447-7288

会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

第15回 街路樹診断士新規認定試験につきましてご案内申し上げます。

第15回 街路樹診断士新規認定試験は街路樹診断協会オンライン研修サイトで実施いたします。

詳細は[申込みから認定証受け取りまで](#)の内容をご確認ください。

新規認定試験はオンデマンドによるオンライン講習（全12講義の動画視聴、合計8時間程度）の受講と択一試験の受験、各支部で行う実地講習の受講と実地試験の受験（令和7年9月中、予定1日間）が必須です。

※オンデマンドによる講習とは、指定された期間内であれば受講者の都合の良い時間、場所で受講が可能なことです。

街路樹診断士新規認定のスケジュール

6月23日（月）10時 街路樹診断協会オンライン研修サイトにて診断士新規認定試験申込受付開始

[受験者]

- ・オンライン研修サイトから街路樹診断士新規認定申請書式と記入例をダウンロード
- ・オンライン研修サイトにて街路樹診断士新規認定申請書のアップロード

7月22日（火）17時 診断士新規認定試験申込（申請書アップロード）受付締め切り

7月29日（火）書類審査結果通知、合格者へオンライン講習・試験内容の通知

[受験者]

- ・8月4日（月）10時～9月3日（水）17時 オンデマンドによるオンライン講習受講と択一式試験受験

9月（各支部にて調整中）

[受験者]

- ・各支部にて実地講習・実地試験を受講・受験
詳細については別途連絡予定

11月 実地試験審査結果通知

12月 合格通知 認定証送付

[受験者]

- ・資料代と認定料納付

受験申込みから認定証受け取りまで

1. 申込方法

- ①街路樹診断協会オンライン研修サイトにアカウント登録(すでにアカウントをお持ちの方は再度登録する必要はありません)
- ②オンライン研修サイトから街路樹診断士新規認定申請書式をダウンロード
- ③街路樹診断士募集要項を確認後、街路樹診断士新規認定申請書の実務経歴(診断経歴)に必要事項を記入
※街路樹診断士新規認定試験は受験資格の要件がありますので募集要項をご確認ください。
- ④街路樹診断士新規認定申請書 スキャンPDFをオンライン研修サイトにアップロード
提出期限 令和7年7月22日(火) 17時まで

2. 書類審査 合格通知

書類審査の可否は、7月29日(火)を目途にメールにてご連絡します。

3. 街路樹診断士新規認定試験オンライン講習・試験

書類審査合格者は街路樹診断士新規認定試験オンライン講習を受講。

令和7年8月4日(月) 10時 ~ 9月3日(水) 17時 オンデマンドによるオンライン講習受講と択一式試験を受験。講習テキストは事前に郵送します。

資料代は認定証発行時に認定料とともにお支払いください。なお、受講されなかった場合でも、お送りした資料の代金はお支払いください。

【重要なお知らせ】 講義の視聴についての注意事項・Cookie (クッキー) の設定について

このオンライン講習では、Cookieを許可してください。

Cookieとは、ユーザーがウェブサイトアクセスしたときにブラウザに送られてくる小さなテキストデータです。ウェブサイトの利用履歴や入力した内容などを記憶します。

進捗状況(主にログイン情報と講義動画視聴を中断時の再開地点)の記録保存のため、Cookieを使用しています。次のことにご注意ください。

① Cookieを拒否または消去する設定になっているデバイスおよびブラウザでの受講はしないでください。

※会社のデバイスはセキュリティのためCookieを拒否または消去する設定になっている可能性があります。受講を開始する前にご確認ください。

② 講義動画視聴を中断時の再開地点はデバイスに記録されています。継続させるためには、一つの講義動画は同じデバイスおよびブラウザで視聴を続けてください。

4. 実地講習・実地試験

書類審査合格者は、9月中（日程調整中）に、各支部（関東支部・関西支部・九州支部）において実地講習と実地試験を受講・受験。

詳細が決定し次第、各受験者に内容をご連絡します。

5. 実地試験審査結果通知

実地試験審査結果は11月に通知予定です。

6. 合格通知および認定証

街路樹診断士新規認定試験結果は令和7年12月に通知予定です。

認定要件（試験合格および保険加入）を満たしていることを確認したうえで、認定証を発行し所属先に郵送します。

街路樹診断事業者保険に未加入の場合は加入してください。保険料は2,400円です。

保険期間は毎年12月1日から1年間です。中途加入の場合でも年間分の保険料2,400円をご負担いただきます。

認定料は5,500円（税込）、資料代は3,300円（税込）です。認定証に請求書を同封しますので、指定の口座にお振込みください。

街路樹診断士認定制度についてのご案内

1. 街路樹診断士の背景

街路樹診断協会は、平成10年にVTA手法を用いて倒木の危険がある樹木を事前に発見し、適切な処置を施すことを目的に設立されました。我々は、協会活動を通じて道路交通の安全を守り、健全な街路樹を育てることに寄与していると自負しております。当協会が定着を図ってきました「樹木のリスクマネジメント」に関する技術は、協会員の絶え間ない診断方法の普及活動と研修会や出版を通しての技術の平準化への取組みによって、国道をはじめ日本各地の主要道路で用いられるようになりました。また、これら技術は街路樹にとどまらずに、公園の樹木など都市樹木（Urban Tree）全般に用いられるようになりました。

しかし、その半面で、協会が行なった技術の普及と平準化への取組みが弊害をもたらしました。実務経験の浅い樹木医が当協会のマニュアルを用いて、安易に診断を行っている事例が一部で見られるようになりました。この状況を放置しておくとは診断技術の劣化を招き、街路樹診断協会が築き上げてきた社会への信頼を失うことになりかねません。

街路樹診断協会は、樹木のリスクマネジメントに関するプロの集団です。よって、我々は専門的な知識と技術を持つ専門家として、人と都市樹木の共生に向けた活動を通して、社会に対する信頼性と診断技術の信頼性をより高めることを目的として「街路樹診断士」認定制度を発足いたしました。

2. 街路樹診断士の位置付け

街路樹診断士（以後、診断士という）は、本協会会員の樹木医で、一定レベル以上の診断技術に達していると認定された者に与えられる名称です。

樹木医は、樹木の診断および治療・後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及・啓発と指導を行なう専門家です。その中で診断士は、樹木医が持つ専門性のうち、都市樹木を対象とした診断技術や関連法規の知識と診断経験を有する者です。

診断士の役割は、街路樹診断協会が認める「街路樹診断のマニュアル」に基づき、専門的かつ総合的視点で樹木の診断を行い、さらに倫理にもとづいた報告を行なうことにあります。

第 15 回 街路樹診断士新規認定試験 募集要項

1. 街路樹診断士新規認定試験 受験資格

第 15 回 街路樹診断士新規認定試験受験資格（以下の要件をすべて満たすものとする）

- ① 令和 6 年 10 月までに入会した正会員、賛助会員、団体会員
- ② 樹木医資格取得後 3 年以上経過した樹木医（令和 3 年度合格者まで）

2. 第 15 回 街路樹診断士新規認定方法

① 書類審査

協会が定める「街路樹診断士新規認定申請書」をオンライン研修サイトに提出し、街路樹診断士認定委員会の審査に合格すること。

オンライン研修サイトによる受付

受付開始 令和7年6月23日（月）10時

提出期限 令和7年7月22日（火）17時まで

② 街路樹診断士新規認定試験オンライン講習・択一式試験

- ・オンデマンドにより実施します。令和7年8月4日（月）10時～9月3日（水）17時
- ・講習テキストは事前に送付します。

③ 実地講習・実地試験

- ・書類審査合格者は各支部にて開催される実地講習と実地試験を受けること。

開催予定日 令和 7 年 9 月中

3. 認定要件

認定には以下の要件を満たさなくてはなりません。

- ① 街路樹診断協会の正会員、賛助会員、団体会員に所属
- ② オンライン講習の受講と択一式試験の合格
- ③ 実地講習の受講と実地試験の合格
- ④ 街路樹診断事業者保険に加入

4. 資料代

3,300円(税込)

5. 認定料

5,500円(税込)

6. 街路樹診断事業者保険料（未加入の場合のみ）

2,400円

保険期間は毎年 12 月 1 日から 1 年間で、中途加入においても保険料は年間分 2,400 円です。

7. 認定の有効期間

5年とする。

更新時には、更新講習を受講、直近5年間の実務経歴を提出し、審査を受けるものとする。

8. 認定の停止・失効

① 更新をしない場合

街路樹診断士の資格は有効期限切れとなり、停止扱いになります。

更新講習を受講、直近5年間の実務経歴を提出し街路樹診断士更新認定審査に合格することで、資格を更新できます。

資格停止が5年間続くと資格は失効します。街路樹診断士の資格をもう一度取得するためには再度資格認定試験に合格しなくてはなりません。

② 街路樹診断事業者保険に加入しない場合

保険更新時に継続しない場合は、街路樹診断士の資格は停止扱いになります。

保険に加入した時点で資格は有効となります。

③ 退会・退職した場合

所属会社が退会、または所属会社を退職し協会員でなくなった場合は、街路樹診断士の資格は失効します。失効前の有効期限までに入会または転職などで所属する会社が協会員になった場合は、変更申請を提出することで再認定となります。

9. 問い合わせ先

一般社団法人街路樹診断協会 事務局

〒108-0074 東京都港区高輪3-4-1 高輪偕成ビル8階

TEL:03-6447-7288